

高校生等奨学給付金（給付） 高中生等奖学补助金（补助）

教科書費、教材費など授業料以外の教育費を支援する制度です。（4・7月に申請受付・対象者のみ）

该制度对教科书费、教材费等学费以外的费用提供援助。（4月、7月受理申请，仅限符合条件的对象）

1 手続

毎年7月頃に、対象者のみ申請手続が必要となります。

申請方法等については、6月頃にお知らせする予定です。

★ 申請手続は、保護者がお住いの都道府県で行います。そのため、生徒が県内の国公立高校等に在籍する場合でも、保護者が県外にお住いの場合は、保護者がお住いの都道府県に申請してください。

※ 新入生については、給付金の一部を前倒しで支給する制度もあります（4月に申請募集予定）

1 手続

毎年7月左右，仅限对象者需办理申请手续。

关于申请方法等，预定在每年6月份左右发出通知。

★ 申请手续应在家长居住的都道府县办理。因此，学生如就读于县内的国公立高中等教育机构，而家长居住于县外时，应在家长居住的都道府县办理申请。

※ 对于新生，设有提前发放部分补助金的制度（计划4月受理申请）

2 対象者

次のいずれにも該当する者

- ・ 国公立高校等（県外の学校を含む）に在学する生徒の保護者等
- ・ 保護者等が広島県内に住所を有している
- ・ 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税※の世帯
- ・ 生徒が高等学校等就学支援金等の支給対象

※ 年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満となります。

2 対象

符合以下所有条件者

- ・ 国公立高中等教育机构（包括县外学校）就读学生的家长等
- ・ 家长等在广岛县内拥有住所
- ・ 生活保护领取家庭或家长等全体家庭成员的住民税所得比重未达课税标准※的家庭
- ・ 学生是高级中学等就学支援金等的补助对象

※ 年收入标准是4口之家的工资收入不到270万日元。



3 支給額

- ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯 年額32,300円
- ・ 住民税所得割が非課税の世帯
全日制・定時制 年額122,100円（第1子）／年額143,700円（第2子以降）
通信制 年額50,500円

★ 支給上限

給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限とします。ただし、過去に高校等を中退して再入学した場合などは、最大2回まで追加で受給できる場合があります。

★ 私立高校等にも同様の制度があります。詳しくは進学先の学校へ確認してください。

3 发放金额

- ・ 生活保护（职业扶助）领取家庭 全年32,300日元
- ・ 住民税所得比重未达课税标准的家庭
全日制、定时制 全年122,100日元（第一个孩子）/全年 143,700 日元（第二个孩子起）
函授制 全年50,500日元

★ 发放金额上限

关于发放次数，每一个高中生每年发放一次，总共不超过三次（定时制、函授制为4次）。但是，如属于曾经高中中退后再次就读等情况，最多可追加两次领取。

★ 对于私立高中等教育机构也设有同样的制度，详细情况可向即将升入的学校确认。

問合せ先

広島県教育委員会 教育支援推進課

電話番号：082-222-3015（就学支援係）

〔受付時間〕月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

電子メールアドレス：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

咨询单位

広島県教育委員会 教育支援推進課

联系电话：082-222-3015（就学支援组）

〔办公时间〕周一至周五（法定节假日除外）上午9时至下午5时

电子邮件地址：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp